

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和8年3月1日から施行する。</u></p>					
<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>			<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	人工妊娠中絶料	(略)	処置料等	人工妊娠中絶料	(略)
	妊娠12週未満	132,000		妊娠12週未満	132,000
	妊娠12週以上	330,000		妊娠12週以上	330,000
	新生児保育料 <u>1日につき</u>	<u>7,000</u>		新生児保育料	<u>6,000</u>
	妊婦等健診料等			妊婦等健診料等	
	妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき	4,000		妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき	4,000
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
<p>【改正理由】</p> <p>新生児保育料について自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。</p>					